

2017年10月6日

認証制度およびその改正の承認と相互承認

PEFC 評議会

ICC Building C1 Route de Pré-Bois 20 1215 Geneva 15
Switzerland

電話 +41 22 799 45 40

ファックス +41 22 799 45 50

メール info@pefc.org www.pefc.org

(本文書は SGEC/PEFC ジャパンによって翻訳されたものです。ただし、PEFC プログラムに関わる一切の文書は英語文書をもって正式文書とするので、本日本語翻訳文書はあくまでも参考文献としての利用に限ります。また、SGEC/PEFC ジャパンの承諾無く、これを訂正、修正、転用することはお断りします。)

著作権に関する注意書

©PEFC 評議会 2017

この PEFC 評議会文書は PEFC 評議会の著作権保護の対象であり、PEFC 評議会のウェブサイトから、また、請求により無料で入手可能である。

この文書の著作権がおよぶ範囲のいかなる部分であっても、形や方法に関わりなく、これを PEFC 評議会の許可なく変更または修正、再作成、転写することは許可されない。

この文書は英語版をもって正式とする。この文書の翻訳は PEFC 評議会または PEFCNGB によって提供される。翻訳版の不明な点については英語版を基本とする。

文書の表題：認証制度およびその改正の承認と相互承認

文書名：PEFC GD 1007:2017

承認：PEFC 評議会理事会 2017 年 10 月 6 日

発行日：2017 年 11 月 1 日

発効日：2017 年 11 月 1 日

目次

1	適用範囲	5
2	引用規格	5
3	定義	5
4	承認および相互承認のプロセスの原則	7
5	PEFC 持続可能性基準	7
6	評価のプロセス	7
6.1	評価プロセスの諸段階	7
6.2	全般的な評価の要素	13
6.3	評価の種類	13
7	承認	16
7.1	総論	16
7.2	承認の決定	17
7.3	承認の維持	17
7.4	承認の一時停止と終了	18
7.5	改正された申請認証制度への移行	19
7.6	承認の決定の通知	19
7.7	苦情と上訴	19
	付属書 1 : PEFC に登録された独立審査員の指名	20
	付属書 2 : 評価報告書	22

前書き

PEFC 評議会 (the Programme for the Endorsement of Forest Certification Schemes) は、森林認証および林産品のラベルシステムを通じて持続可能な森林管理を普及する国際組織である。PEFC の主張やラベルが貼付された商品は、原材料の出处が持続可能に管理された森林であることの信頼を提供する。

PEFC 評議会は、定期的な評価の下に PEFC 評議会の要求事項への適合を要求される各国の森林認証制度に対し承認を与える。

序論

森林管理や林産品に付される PEFC 認証主張は、持続可能に管理された森林およびそれらの林産品の由来が持続可能に管理された森林、リサイクル材、またはその他の問題がない出处に由来するものであることに関する情報を提供する。

林産品の購入者や潜在的な購入者は、持続可能性やその他を考慮して製品を選択する際に、この情報を利用することが出来る。

PEFC は、ボトムアップ方式を厳格に守り、森林認証制度は地域的、国家的、および準国家的なレベルで成立し、NGB によって代表される。

PEFC の認証主張を世界レベルで利用可能とすることを目的にした承認および相互承認のプロセスは、地域、国および準国のレベルにおける PEFC の国際規格やガイド文書の実行を確実なものにする。

PEFC の承認および相互承認のプロセスの目標は、世界中のステークホルダーに PEFC 認証制度の信頼性に関する正確かつ検証可能な情報を提供することにある。

本ガイド文書は、広範にわたるステークホルダーを対象に、オープンかつ透明で、協議およびコンセンサスをベースにしたプロセスによって作成された。

本ガイド文書には、二つの付属書がある。

付属書 1 : PEFC に登録された独立評価者の指名

付属書 2 : 評価報告書

「PEFC 規格および制度の要求事項チェックリスト」は本書とは別に入手可能である。記入済のチェックリストは、承認申請の一部であり、審査を助けるツールとして利用可能である。このチェックリストの最終版は、PEFC 評議会の事務局において入手可能である。

1 適用範囲

この文書は、PEFC 規格およびガイドラインとの関連において、新規加盟の認証制度やレビュー、改正および／または修正された認証制度の PEFC 承認および相互承認のプロセスに関する要求事項について解説するものである。このプロセスは、独立評価および承認の決定によって構成される。

森林認証制度の承認とは、その森林認証制度が PEFC 評議会の求める要求事項を満たしているとの決定が PEFC 評議会の加盟会員によって下されたということである。承認の手順は、加盟会員である（各国の）森林認証制度による相互の投票を確実なものとし、それにより森林認証制度が PEFC 評議会相互承認の傘下に互いを承認することになる。

森林認証と COC の規格および認証制度を承認するための規則は、このプロセスにおける審査および決定を指針し、同時に、独立した評価者が実行する評価のプロセスを指針する。

それらは、PEFC 評議会における承認の決定のプロセスの枠組みも定めており、これによって、すべての申請者に対して公正性および平等性が提供される。

本文書は、PEFC 評議会による承認と申請者である NGB の相互承認に関する規準である。

2 引用規格

下記の参考文書は、この文書の適用の上で不可欠である。日付のあるものは、それ自体を原文書とする。このガイドの適用の目的のためには、参考文書の現行版が適用される。

PEFC ST 1001、規格の制定－要求事項（www.pefc.orgにて入手可能）
PEFC ST 1003、持続可能な森林管理－要求事項（www.pefc.orgにて入手可能）
PEFC ST 1002、グループ森林管理認証－要求事項（www.pefc.orgにて入手可能）
PEFC ST 2002、林製品の COC－要求事項（www.pefc.orgにて入手可能：文書名変更予定）
PEFC ST 2003、PEFC 国際 COC 規格に照らした認証業務を実行する認証機関に関する要求事項
PEFC GD 1004、PEFC 認証制度の管理運営、第 8 章（www.pefc.orgにて入手可能）
テクニカル文書付属文書 6（認証・認定手順）（www.pefc.orgにて入手可能、
PEFC ST 2001、PEFC ロゴ使用規則－要求事項（これより PEFC ロゴ使用規則と呼ぶ、www.pefc.orgにて入手可能）
PEFC GL7/2007、苦情や上訴の調査や解決に関して PEFC 評議会が定める処理手順（www.pefc.orgにて入手可能）

3 定義

本ガイドの目的のために、下記の定義とともに ISO/IEC ガイド 2 および ISO 9000 で定められる関連定義が適用される。

3.1 制度への修正

下記の制度文書の用語法の修正

- a) PEFC 承認を受けた認証制度
- b) 審査の申請中の認証制度

3.2 申請認証制度

- a) PEFC の要求事項に照らした審査のために、**各国認証管理団体 (NGB)** またはその代理人によって申請が提出された国または準国レベルの**森林認証制度**
- b) PEFC の要求事項に照らした審査のために、その運営責任に関して PEFC の認可を受けた国の NGB またはその代理人によって (関連文書が) 提出された地域 (例えば数か国にわたる) **森林認証制度**

3.3 編集上の変更

制度への変更で技術的な内容の変更を伴わないもの

注意書: ここには、追加的な解釈、明確化、および文法上の変更が含まれる

3.4 承認を受けた認証制度

PEFC 評議会から**承認**および**相互承認**を受けた**申請認証制度**

3.5 承認と相互承認

ある認証制度の承認とは、PEFC 評議会に加盟する会員が、該当する認証制度が PEFC 評議会の要求事項を満たしているとの決定をしたことを意味する。加盟する会員は、承認の手順によって確実にそれぞれの会員に対する投票をする。これによって、PEFC 加盟会員は、PEFC の相互承認の傘の下で相互に承認し合う。

3.6 森林認証制度

森林認証活動を実行するために必要な一揃いの規格および関連手順

注意書: 森林認証制度は、認証手順、認定手順、規格制定の要求事項などの認証活動を実行するために必要な一つまたはそれ以上の森林管理規格、COC 規格、および、その他の規格や文書によって構成される。

3.7 各国認証管理団体 (NGB)

PEFC 評議会の各国認証管理団体会員

3.8 PEFC 持続可能性基準

PEFC 評議会の規格および要求事項を含む文書で、承認と相互承認を**求める申請認証制度**はこれとの適合が求められる。

3.9 レビューの日付

認証制度のレビューがそれまでに開始されていなくてはならない日付。(PEFC ST 1001 第 8 章参照) レビューの日付は、**承認を受けた認証制度の森林管理規格**に含まれる承認日から 5 年である。

3.10 認証制度のレビュー

認証制度がその制度のオーナー、ステークホルダー、顧客などからの需要や要求に見合うかどうかを確認する行為。レビューの結果、**改正**となることがある。

3.11 認証制度の改正

認証制度のレビューに続く、その認証制度の修正

3.12 認証制度の文書

PEFC 承認を申請している、または、受けている認証制度のテクニカル文書で、PEFC の審査および承認に関連するもの。

4 承認及び相互承認プロセスの原則

本プロセスは、下記の基本原則に従う。

- 地域、国、準国のレベルにおける認証制度に関する要求事項を定める PEFC 評議会規格が、透明かつ広範に告知されていること。
- 承認および相互承認の申請は、NGBによって、またはその代理によってなされること。
- 森林認証制度や規格に対する PEFC 評議会の承認および相互承認は、独立した審査に依拠すること。
- 審査のプロセスは透明かつ協力的であること。
- 評価結果と評価報告書は、PEFC 評議会によって一般に公開されること。

5 PEFC 持続可能性基準

承認のプロセスの目的は、申請認証制度が PEFC 持続可能性基準を満たすかどうかを決定することにある。PEFC 評議会の承認および相互承認の申請をする認証制度は下記の PEFC 要求事項と適合していることを示さなければならない。

- (地域、国、準国の) 森林管理認証規格の内容は、PEFC ST 1003「持続可能な森林管理—要求事項」を満たすものでなければならない。
- 規格制定の手順とそれが実行されたプロセスは、PEFC ST 1001「規格の制定—要求事項」の要求事項を満たすものでなければならない。
- 森林管理のグループ認証が認証制度の一部を構成している場合は、該当のグループ認証のひな型は PEFC ST 1002「グループ森林管理認証—要求事項」の要求事項を満たすものでなければならない。
- 認証制度独自の COC 規格は、PEFC ST 2002「林製品の COC—要求事項」の要求事項を満たすものでなければならない。
- 認証制度の運営手順は、下記の要求事項を満たさなければならない。
 - 認証機関の公示に関して：PEFC GD 1004「PEFC 認証制度の管理運営」第 5 章
 - PEFC ロゴの使用許可に関して：PEFC GD 1004「PEFC 認証制度の管理運営」第 6 章
 - 苦情や論争の解決に関して：PEFC GD 1004「PEFC 認証制度の管理運営」第 8 章
- 承認および認定の手順は、下記の要求事項を満たさなければならない。
 - 森林管理認証についてはテクニカル文書付属文書 6「認証及び認定の手順」
 - COC については、PEFC ST 2003「PEFC 国際 COC 規格に照らした認証業務を実行する認証機関に関する要求事項」

申請認証制度の承認および相互承認は、その認証制度の PEFC 持続可能性基準（その一部）に照らして評価を受けることが可能な文書に限られる。

6 評価のプロセス

6.1 評価プロセスの諸段階

本章は、評価のプロセスの諸段階について述べる。図 1 は、典型的な評価プロセスの時系列的な概要を提供する。実際の評価の対象範囲とプロセスは、NGB が提出する申請内容によるが、評価の種類ごとに第 6.3 項で定められる。

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	
事前チェック	■																						
国際公開協議		■	■	■	■	■	■	■	■														
入札の募集		■	■	■																			
評価者の選定					■																		
評価契約					■	■	■																
評価開始*																							
ステークホルダー調査								■	■	■	■	■											
報告書草案								■	■	■	■	■											
コメント募集期間													■	■	■	■							
最終報告書案																■	■	■	■				
国際レビュー																				■	■	■	
最終報告書																						■	■

* NGB による評価料金の支払い後

GD1007 で定める時間

GD1007 で定めない時間

図 1 (想定される) 継続期間 (週単位) および段階の順序

6.1.1 役割と責務

プロセスにおける各種の行為は、様々な行為者によって実行される。

表 1 承認のプロセスにおける行為者の役割/主な課題

行為者	役割/主な課題の解説
PEFC 評議会総会	PEFC 評議会のこの最高意思決定機関は、申請認証制度の第一回目の承認に関する決定の責を負う。
PEFC 評議会理事会	該当の評価が、PEFC 要求事項に則って健全かつ完全で実行され、推薦が論理的かつ一貫していることを確実なものにする責を負う。 上記が満たされた場合、総会に対して申請認証制度の最初の承認に関する推薦を行う。 承認済の認証制度の承認の一時停止や終了に関する決定の責を負う。
PEFC 評議会事務局長	NGB が承認の維持のための里程標を満たしていることの確認の責を負う。
各国認証管理団体	申請認証システムの関連文書を作成する。 承認の申請をする。 承認済みの認証制度が PEFC の持続可能性基準に適合している状態であることを確実にする。
PEFC に登録された審査員	認証制度の PEFC の持続可能性基準に対する適合性に関する独立評価に関してのみ責を負う。PEFC 理事会に対して認証制度の承認に関する推薦をする。

PEFC 事務局	関係する行為者間の調整 ステークホルダーからのコメントの募集を含む国際公開協議の管理 承認プロセス全般の質の保証 PEFC に登録された審査員のトレーニング 承認の里程標との適合の（証拠書類を示めず）評価と検証
ステークホルダー	ステークホルダーは、60 日間の国際公開協議において申請認証制度に対するコメントを提供する機会を有する。 該当の認証制度の設立に関わったステークホルダーは、審査員の「ステークホルダーによる関与に関する調査」に回答をすることが奨励される。

6.1.2 適用範囲

評価は、下記の要素によって構成されてもよい。

- a) 申請認証制度の構造に関する全般的な分析
- b) PEFC ST 1001「規格の制定 - 要求事項」に照らした規格制定手順の評価
- c) ステークホルダー調査を含む PEFC ST 1001「規格の制定 - 要求事項」に照らした規格制定手順の評価
- d) PEFC ST 1003「持続可能な森林管理 - 要求事項」に照らした規格制定手順の評価
- e) PEFC ST 1002「グループ森林管理認証 - 要求事項」に照らしたグループ認証のひな型の評価
- f) PEFC ST 2002「林産品の COC - 要求事項」に照らした認証制度独自の COC 規格の評価
- g) PEFC GD 1004「PEFC 認証制度の管理運営、第 5 章」に照らした認証機関の公示手順の評価
- h) PEFC GD 1004「PEFC 認証制度の管理運営、第 6 章」に照らしたロゴ使用許可手順の評価
- i) PEFC GD 1004「PEFC 認証制度の管理運営、第 8 章」に照らした苦情および論争の解決手順の評価
- j) PEFC テクニカル文書付属文書 6「認証と認定の手順」に照らした森林管理認証と認定手順の評価
- k) PEFC ST 2003「PEFC 国際 COC 規格に照らした認証業務を実行する認証機関に関する要求事項」に照らした COC 認証と認定手順の評価
- l) 申請認証制度による PEFC 持続可能性基準への適合に影響を及ぼすその他の側面

申請認証規格のその他の文書で PEFC 基準が存在しないものについては、評価の対象に含まない。

6.1.3 申請

申請認証制度が承認および相互承認のために行う申請は、PEFC 評議会事務局あてに電子媒体によってなされなければならない。あてはまる場合は、下記の文書の英訳を含まなければならない。（6.3 項参照）

- a) NGB からの書面による評価の要請。地域認証制度の申請者の場合は、該当制度が運営されている申請者以外の国の NGB による支持を証明するもの。
- b) 制度の概要
- c) 規格制定の手順
- d) 下記を含む進行報告書
 - a. 時間表を付した規格制定プロセスの要約
 - b. ステークホルダー・マッピングにおいて確認されたステークホルダーのリスト（連絡先（メールアドレスが望ましい）は、審査員が入手可能でなければならない。）

- c. プロセスの告知に関する情報とステークホルダーの招待
- d. 公開協議からのコメントの要約
- e. 提示された反対意見とその解決の概要を含むコンセンサスの証拠書類
- f. (規格の改正の場合) 主要な変更内容とそれを正当化する説明
- e) (森林管理規格および関連文書の場合) 森林認証に関する認証基準
- f) グループ認証のひな型の解説
- g) COC 認証の要求事項 (COC 規格の場合)
- h) 下記に関する管理手順、
 - a. PEFC ロゴ使用許可の発行
 - b. 認証機関の公示
 - c. 苦情の処理
- i) 審査員および認証機関の技量に関わる要求事項を定める国際規格に関連する認証および認定の手順の解説
- j) 記入済の PEFC 規格および制度の要求事項チェックリスト

注意書： 評価の効果を図るために、NGB は上記以外に制度の文書の中の議事録、契約書などの検証情報の提供を考慮すべきである。これらの記録は、原語による提出が可能である。評価者は、記録の中で評価の決定に必要な特定の部分の翻訳を請求できる。

6.1.4 申請の受理

申請を受けたら、受理の前に PEFC 事務局はその完備性をチェックし、該当の NGB が資金的に健全かどうかを確認しなければならない。

6.1.5 国際協議

申請が受理されたら、PEFC 評議会事務局は国際協議を開始する。

協議の開始は PEFC 評議会のウェブサイト上に告知される。

国際協議の最短期間は 60 日間である。

協議の開始にあたり、PEFC 事務局は、該当の NGB による申請認証制度の紹介のためのウェビナーを開催しなければならない。このウェビナーは、少なくとも規格制定のプロセス、該当認証制度の全体的な構造と機能、および改正の場合は主な変更の概要を含まなければならない。

PEFC 評議会事務局は、すべての NGB および他の国内外の利害を有するステークホルダーに対して、申請認証制度の評価者に宛ててコメントを提供するよう促す。

協議への参加を直接呼び掛けるため、PEFC 評議会事務局の現在のステークホルダー・マップ (PEFC システム内のすべてのステークホルダーを含む) も活用されなければならない。

評価者は、ステークホルダーによる協議への参加に関する報告をしなければならない。

国際協議の結果は、評価を実行する評価者によって評価され、最終評価報告書にはその考慮が含まれなければならない。

6.1.6 ステークホルダーの参加に関する調査

規格制定プロセスの評価の一部として、評価者は規格制定プロセスにおけるステークホルダーの参加に関する進行報告書の基本的な内容をチェックするためのステークホルダー調査を実行しなければならない。

調査は、規格制定プロセスに参加したすべての、また少なくとも規格制定者が作成したステークホルダー・マッピングで確認されたステークホルダー・グループ全体を代表できる数のステークホルダーに送付されなければならない。

6.1.7 報告書草案の作成

報告書草案に盛り込む内容は、提出された認証制度の文書、国際協議からのコメントや反応、およびステークホルダー参加調査によって構成される。

その内容に基づき、評価者はすべてのあてはまる要求事項に照らした明確な評価の決定を提示し、申請認証制度による PEFC 持続可能性基準の要求事項の順守についての決定をする。

報告書草案の作成は、5 週間を超えてはならず、その構成は付属書 2 の解説に則らなければならない。

報告書草案は、NGB および PEFC 事務局に送付されなければならない。

6.1.8 NGB によるコメントおよび修正

報告書草案に基づき、NGB は追加的な情報およびコメントを提供することができる。NGB は評価の期間中に影響しない限り、評価プロセスの期間中に申請中の文書に対する必要な変更を加えることもできる。より多くの時間を要する場合は、NGB は 6.1.3 項が定める一時停止を要請できる。

PEFC 評議会事務局も、コメント期間中に評価者および申請者に対しコメントを提供することができる。

コメント期間は、3 週間を超えてはならないが、NGB、PEFC 事務局および評価担当者の合意に基づいて多少の変差が可能である。

報告書の最終草案または最終報告書が報告書草案では呈示されていない不適合を含む場合は、NGB には追加コメントおよび証拠書類を提供する機会が与えられなければならない。PEFC 評議会事務局は、NGB に対してコメントのための予定表を通知し、これに同意する。

6.1.9 現場評価

認証制度の初回の評価の場合、該当制度の運営地域における該当制度に関する情報収集および NGB と関連ステークホルダーのインタビューのための現場視察が、要求されなければならない。その他の評価の場合の現場視察は、NGB または PEFC 評議会事務局が要請するか、あるいは評価者が入札の提案書において推薦することができる。

初回以外の評価において現場視察を含めることについては、PEFC 評議会事務局が決定しなければならない。

注意書 現場評価は、コメント期間中に実行されるべきである。(6.1.8 項参照)

6.1.10 報告書最終草案の作成

報告書草案は、報告書最終草案に仕上げられなければならない。

報告書最終草案に含める内容は、証拠書類、NGB からのコメントまたは明瞭化のための説明、現場評価による指摘事項、PEFC 評議会事務局からのコメント等によって構成される。

評価者は、それらの内容に基づいて報告書草案における評価の決定をレビューし、訂正があれば報告書最終草案には訂正された評価の決定を含めなければならない。

報告書最終草案の作成は、3週間の期間を超えてはならない。

報告書最終草案は、付属書2で解説される構成に従わなければならない。

最終草案は、PEFC評議会事務局に送付されなければならない。

PEFC評議会事務局は、報告書最終草案をNGBに送付しなければならない。

6.1.11 内部レビュー

PEFC評議会事務局は、報告書最終草案の質を確保するためにこれをレビューする。内部レビューの期間は、2週間を超えてはならない。

6.1.12 最終報告書の作成

報告書最終草案は、最終報告書に仕上げなければならない。

最終報告書に含める内容は、内部レビューからのコメントによって構成される。評価者は、問題になっている事柄の明瞭化、または報告書の適切な訂正によって、内部レビューからのコメントに回答しなければならない。評価者は、内部レビューからのコメントやそれに対する回答を評価報告書の付属書に含めなければならない。評価報告書は、公表された際には、一般に入手可能でなければならない。

最終報告書の作成は、2週間の期間を超えてはならない。

最終報告書は、付属書2で解説される構成に従わなければならない。

最終報告書は、PEFC評議会事務局に送付されなければならない。

PEFC評議会事務局は、最終報告書をNGBに送付しなければならない。

6.1.13 評価プロセスの中断

PEFC評議会事務局は、NGBからの要請、あるいは自らの判断に基づき、評価プロセスを中断することができる。

評価プロセスは、報告書草案または報告書最終草案の提出後に中断をすることができる。これによりNGBは、評価プロセスの時間枠に重大な影響がある場合に、必要な認証制度文書の変更または追加的な証拠書類の提出が可能となる。

評価プロセスは、改正文書および／またはその他の証拠書類の提出に基づいてPEFC評議会事務局が行う確認後に継続することができる。

評価者は、改正文書および／またはその他の証拠書類を受理したら、該当文書の考慮するために必要な追加的評価時間を決めることができる。

中断によって発生する追加評価の料金は、PEFC評議会および評価者による承諾が必要であり、NGBが負担しなければならない。

6.2 全般的な評価の要素

6.2.1 PEFC に登録された評価者

評価は、PEFC に登録された独立の評価者によって実行されなければならない。評価者の選出および指名は付属書 1 において解説される。

注意書 編集上の変更の評価は、PEFC 評議会事務局によって実行される。

6.2.2 評価の決定

独立の評価者は、入手可能な承認制度の文書を PEFC 持続可能性基準のあてはまる要求事項に照らしてチェックし、要求事項ごとに評価の決定をする。評価者は 3 つの異なる決定をすることができる。

重大な不適合	特定の PEFC 要求事項に関する不適合であり、PEFC 持続可能性基準が意図する成果の達成に対して重大な影響を与えるもの
軽微な不適合	特定の PEFC 要求事項に関する不適合であり、PEFC 持続可能性基準が意図する成果の達成に対して軽微な影響を与えるもの
適合	認証制度の文書によって記述された手順で、PEFC 持続可能基準の特定の要求事項に適合するもの

すべての評価決定は、明確な正当化の説明がなされなければならない。

注意書 評価の決定は、あてはまる PEFC 持続可能性基準が意図する成果に基づいたものでなければならない。例えば、規格の制定における代表者の利害の均衡の達成 (ST 1001)、または独立した公平な適合評価 (ST 2003) など。

6.2.3 評価者による推薦

評価の最終結果は、評価者による申請認証制度の承認または承認の維持をするか否かの推薦である。

承認の推薦には、承認のための条件を盛り込むことができる。その条件は、内容および実行（承認以前または以後）の日程に関して明瞭でなければならない。

不適合の種類によって、下記の条件が適用される。

- 重大な不適合は承認を許してはならず、認証制度の承認の前には是正されなければならない。
- 軽微な不適合については、評価者は適切な是正措置を推薦する。軽微な不適合は、6 か月以内には是正されなければならない。評価者は、特定の状況によって正当化できる場合はより長い期間を推薦してもよい。
- 多数の軽微な不適合については、申請認証制度の承認前には是正されるべきことが推薦されることがある。

6.3 評価の種類

評価の範囲とプロセスは、NGB によって提出された申請の性質による。評価のプロセスの段階は、6.1 項で詳説される。評価には 5 つの異なる種類がある。

1. 新規の認証制度の評価 (6.3.1 項)
2. 認証制度の改正の評価 (6.3.2 項)

3. 認証制度の再容認の評価（6.3.3項）
4. 修正の評価（6.3.4項）
5. 編集上の変更の評価（6.3.5項）

申請の性質に基づき、PEFC 評議会事務局はあてはまる評価の種類を決定する。

下記の 6.3.1－6.3.5 項は、それぞれの評価の種類に関する全般的なプロセス、特定の対象範囲および申請に関わる要求事項を説明する。さらに、表 2 は評価の種類ごとに 6.1 項の評価プロセスのどの段階が適用されるかを定める。

表 2 評価の各種類に適用される評価の段階

	新規	改正	再容認	修正	編集上の変更
事前チェック	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes
国際協議	Yes	Yes	No	No	No
ステークホルダー調査	Yes	Yes	Yes	あてはまれば	No
報告書草案	Yes	Yes	Yes	Yes	No
コメントの期間	Yes	Yes	2 週間	2 週間	No
現場評価	Yes	要請があれば	No	No	No
報告書最終草案	Yes	Yes	Yes	Yes	No
内部レビュー	Yes	Yes	Yes	Yes	No
最終報告書	Yes	Yes	Yes	Yes	No
中断	Yes	Yes	No	No	No

6.3.1 新規の認証制度の評価

この評価の種類は、初めて承認の申請をする申請認証制度または（新）規格に適用される。これは、「完全な評価」であると考えられ、評価の対象範囲にあるすべての項目及び評価プロセスのすべての要素が含まれる。

対象範囲

評価は、6.1.2 項のすべての要素が含まれる。

申請

申請には、6.1.3 項のすべての要素が含まれる。

6.3.2 改正された認証制度の評価

この評価の種類は、定期的なレビューの結果（PEFC ST 1001、8 章、9 章参照）に基づいて改正された認証制度に適用される。新しい規格によって認証制度の適用範囲が拡大された場合は、該当の規格は新規認証制度の評価に従って評価されなければならない。（6.3.1 項参照）

この評価は、PEFC 持続可能性基準すべてに照らした申請認証規格の評価ではなく、変更事項の評価に限られる。この場合、文書のその他の部分については、以前の承認済みのものとの比較によって未報告の変更がないことを確認する。

対象範囲

改正された認証制度に関しては 2 つのオプションがある。

1. 6.1.2 項にあるすべての項目を含むすべての基準に照らした評価
2. 申請された改正によって導入される変更の評価。評価は、下記によって構成される
 - ・ 改正申請制度の変更事項に関して、6.1.2 項に記述される PEFC 持続可能性基準のあてはまる部分に照らした評価

上記に加えて、

- ・ あてはまる場合、前回の評価の後に導入された PEFC 持続可能性基準の特定の要求事項（PEFC による公式な解釈）に照らした評価
- ・ 未報告の変更事項を排除するため、提出されたすべての文書と以前に承認された文書との比較

NGB は、持続可能性基準のすべてに照らした評価、または変更事項に照らした評価の申請をすることができる。場合によっては、PEFC 評議会事務局が、変更事項の評価に限定せず PEFC 持続可能性基準の特定の部分に照らした評価を行うことを決定することができる。

申請

申請は、6.1.3 項のすべての要素を含む。

変更事項の評価の場合は、改正された文書ごとに、前回承認された文書と比較した変更事項に印を付した文書が含まなければならない。該当の変更事項は、PEFC 規格および制度の要求事項チェックリストにおいて特記されなければならない。

6.3.3 再承認された認証制度の評価

この評価の種類は、定期的なレビューの結果（PEFC ST 1001、第 8 章）再承認された申請認証制度に当てはまる。（例、認証制度の文書に変更がない）

再承認された認証制度の評価の申請は、NGB によって提出されなければならない。

この評価は、申請認証規格に変更がないので、レビューのプロセス（進行報告）の評価に焦点を当てる。重要な要素は、再承認済の文書と前回の承認文書との比較である。この比較は、変更がないことおよび報告されていない変更について確認することを目的とする。

対象範囲

再承認された認証制度の評価は、下記を含む。

- ・ 進行報告書および規格のレビューのプロセスの評価（6.1.2 c 項参照）

上記に加えて、

- ・ あてはまる場合、前回の評価の後に導入された PEFC 持続可能性基準の特定（PEFC による公式な解釈）の要求事項に照らした評価
- ・ 報告されていない変更事項を除去するため、提出されたすべての文書と以前に承認された文書との比較

申請

申請は、6.1.3 項のすべての要素を含む。

6.3.4 修正の評価

この種類の評価は、定期的なレビューの間に発生する下記の状況に適用される。

- a) 認証制度独自のレビューの結果としての改正
- b) PEFC 持続可能性基準の変更事項との適合の証明／改正

改正された規格または文書の評価の申請は、NGB によって提出されなければならない。

注意書 「定期的なレビューの間」には、新規規格の公表と求められる最初のレビューの間の期間も含まれる。

対象範囲

修正の評価には下記が含まれる。

- ・ 6.1.2 項のあてはまる要素に照らした認証制度独自の文書の評価および／または検証
- ・ あてはまる場合、規格制定のプロセスの評価（申請認証制度の修正手順による）

申請

申請には、すべての修正文書の原本と変更箇所に印を付したものが共に含まれる。

PEFC 持続可能性基準における変更の評価の場合は、PEFC 評議会理事会が、評価プロセスのあてはまる手順に従って特定の評価手順を決定する。

6.3.5 編集上の変更の評価

この評価の種類は、申請認証制度における編集上の変更事項に適用される。NGB は、PEFC 評議会事務局に宛てて変更または修正された文書を送付しなければならない。

PEFC 評議会事務局は、該当の文書を PEFC 要求事項に照らして評価し、該当の変更事項が編集上の変更か、または修正であるかを決定する。

PEFC 評議会事務局が、該当の変更事項が編集上の変更としての特徴を有せず、既存の規格や手順の趣旨に修正または変更を加えるとの見解を有する場合、該当の変更事項は 4「修正の評価」に従って評価される。（6.3.4 項参照）

対象範囲

編集上の変更の評価には下記が含まれる。

- ・ 該当の変更事項の性質の検証（編集上か、修正か）
- ・ 編集上の変更の検証

申請

申請には、すべての修正文書の原本と変更箇所に印を付したものが共に含まれる。

7 承認

7.1 総論

第一回目の承認申請に基づく申請認証制度の評価を終えると、申請認証制度は PEFC 評議会の承認を受けることが可能となる。承認には、規格の制定およびその他に関する要求事項との継続的な適合が条件となる。これらの条件との不適合は、承認の停止または終了に結果する。

7.2 承認の決定

評価者による外部評価の結果および評価者の推薦に基づき、PEFC 理事会は PEFC 総会に対して該当認証制度の承認を推薦する。PEFC 総会は、PEFC 定款に則って承認を決定する。

投票が否決であった場合、NGB は、PEFC 理事会に対して次回の総会における該当認証制度の承認に関する再考を訴えることができる。

7.3 承認の維持

承認の後、NGB は承認を受けた認証制度と PEFC 持続可能性基準との適合を維持しなければならない。NGB による承認の維持のための里程碑がいくつかある。その里程碑は、特定の日付であり、レビューの日付と関連する。図 2 を参照。

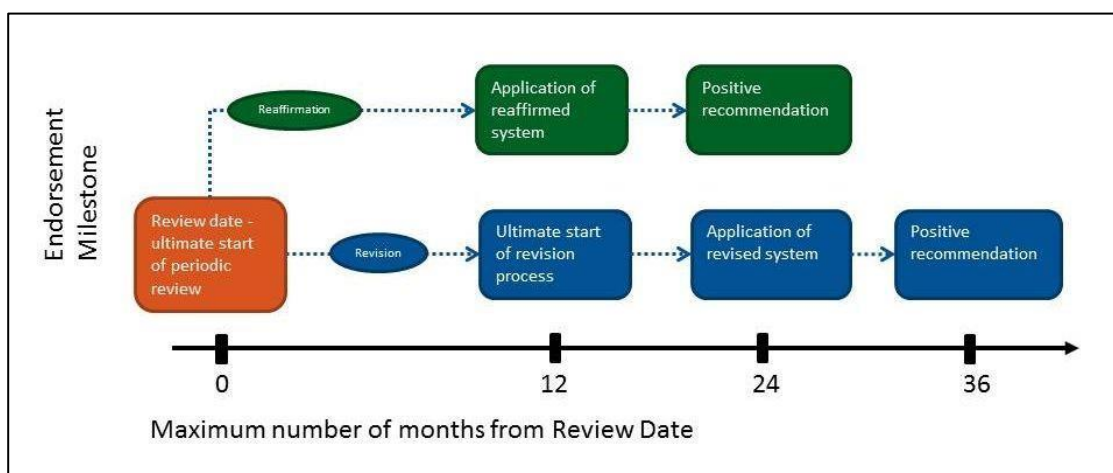


図 2：レビューの日付と承認の里程碑の関係

PEFC 評議会は、NGB に対してあてはまる里程碑の締め切り日に関する情報を遅滞なく伝えなければならない。

7.3.1 承認の里程碑

7.3.1.1 定期的なレビュー

- ・ 定期的なレビュー開始の証拠書類の提供：遅くともレビュー日付までに、NGB は定期的なレビューを開始していなければならない。その証明として、NGB はその公表が行われた証拠書類を提供しなければならない。

注意書 NGB または規格制定者は、定期的なレビューの日までに改正のプロセスを直接開始することを決定することができる。

7.3.1.2 再承認された認証制度

- ・再容認された認証制度の提出：定期的なレビューの結果が該当認証制度の再容認であった場合、NGB は、レビュー日付から 12 か月以内に再容認された認証制度の評価のための申請を提出しなければならない。
- ・レビューの日付から 24 か月以内の肯定的な推薦

7.3.1.3 改正された認証制度

- ・改正プロセス開始の証拠書類の提出：定期レビューの結果が改正プロセスの開始となった場合、NGB は、レビューの日付から 12 か月以内に改正プロセスを開始したことの証拠書類を提供しなければならない。（証拠書類は、該当プロセスの公表。）
- ・改正された認証制度の提出：NGB は、レビューの日付から 24 か月以内に認証制度の評価申請を提出しなければならない。
- ・レビュー日付から 36 か月以内の肯定的な推薦

7.3.1.4 修正および編集上の変更

- ・認証制度の文書における修正および／または編集上の変更（定期的なレビューの間）の提出。NGB／規格制定者による承認およびその変更の全国的な施行の少なくとも 4 週間前までの遅滞のないものであること。

7.3.2 評価および承認の里程標

証拠書類は、PEFC 評議会事務局による評価を受け、PEFC 評議会事務局長によって確認される。評価に関しては、本ガイドの第 6 章にある手順が適用される。

承認の里程標が満たされていない場合、PEFC 評議会事務局長は、一時停止プロセスを開始しなければならない。

7.3.3 一時停止のプロセス

一時停止の期間中、承認は有効性を保つが、承認済の認証制度は一時停止の保留状態となる。NGB が適切な措置を取らない場合、最終的に承認の一時停止に結果する。このプロセスは、下記の段階を踏む。

1. 督促状
PEFC 評議会事務局長は、NGB に宛てて迫る承認の里程標の締め切りに関する督促状を送付することができる。督促状は、里程標の締め切りの 20 営業日以前に送付されなければならない。
2. 警告
承認の里程標の有効期間が経過した場合、PEFC 評議会事務局長は該当の NGB に宛てて、10 営業日以内の返答を要求する正式な警告文書を送付しなければならない。
3. 一時停止
NGB が決められた期間内に適切な措置を取らない場合、PEFC 評議会事務局長は承認の里程標との不適合を確認する。承認の一時停止は、PEFC 評議会事務局長による確認の日をもって発効されなければならない。

7.4 承認の一時停止と終了

PEFC 評議会理事会は、申請認証制度またはその関係 NGB が、PEFC 評議会の要求事項を順守しておらず、その違反が理事会による警告状の後も継続している証拠がある場合は、PEFC 評議会を代表し

て該当認証制度の承認（その一部）の一時停止（即刻）および/または終了（3か月の事前通告あり）をすることができる。

認証制度の承認の一時停止は、一時停止の日以降にその認証制度に照らして発行された認証書が PEFC 承認とは見做されない結果を生む。

該当認証制度の承認の終了は、その認証制度に照らして発行された認証書が PEFC 承認とは見做されない結果を生む。再承認されるためには、新規の認証制度の評価に則った PEFC 評議会総会による承認の決定が必要である。（6.3.1 項参照）

7.5 改正された申請認証制度への移行

申請認証制度は、承認を肯定する決定がなされる前は、承認や相互承認の対象とはならない。これは、改正された認証制度/規格にも当てはまる。状況によっては、認証制度の改正の適用日（PEFC ST 1001、9.4 項参照）が評価のプロセスの終了以前になることがある。該当の認証制度が運営される国において、承認済みの現状認証制度から改正された認証制度への移行を可能とするために、改正認証制度は下記の条件下において仮承認の対象とすることができる。

1. NGB は、PEFC 事務局に宛てた要請書を提出して仮承認の申請をしなければならない。
2. NGB は、改正された森林管理認証規格の適用日の少なくとも 1 か月前に要請書を提出しなければならない。
3. 仮承認の要請書は、それらの変更が PEFC 持続可能性基準との適合にどのように影響するのかの自己評価を含めたすべての変更の概要を盛り込まなければならない。
4. 改正された認証制度の評価の申請は、承認の里程碑に従って提出される。（7.3.1.3 項参照）

PEFC 評議会事務局長は、提出された変更の概要および自己評価に基づいて、その改正認証制度の評価のプロセスが終了するまでの仮承認を下すかどうかの決定をする。仮承認は 1 年間を超えてはならない。

PEFC 事務局長の決定は、PEFC 評議会の加盟メンバーに告知され、PEFC 評議会のウェブで公表されなければならない。

7.6 承認の決定の通知

承認の決定は、PEFC 評議会加盟会員に通知の上、PEFC ウェブページにて公表されなければならない。ウェブページ上の情報には、下記が含まれなければならない。

- ・ 申請認証制度の中で承認の対象に含まれる文書と規格を列挙する対象範囲の記述をまとめたものを含む承認の決定。承認の対象外である文書も明確に列挙すること。
- ・ 評価者からの最終報告書
- ・ 承認された認証制度の全文書（すべての文書の最終版は、承認後に NGB によって提出されなければならない。）
- ・ 次回のレビューの日付

7.7 苦情と上訴

PEFC 評議会事務局長および/または理事会によってなされた決定に対して NGB が苦情/上訴をする場合は、PEFC GL 7/2007 「苦情や上訴の調査や解決に関して PEFC 評議会が定める処理手順」の要求事項に従わなければならない。

付属書 1 : PEFC に登録された独立評価者の指名

1. 序論

この情報ガイド文書の目的は、森林認証制度の承認および相互承認のプロセスにおいて該当認証制度の評価を行う独立評価者の指名およびその任務を管理する手順を提供することにある。

2. 独立評価者の役割および任務

PEFC GD 1007 の第 6 章において解説される申請認証制度の評価は、独立した評価者によって実行される。評価者は、第 6 章で述べられる評価の対象範囲を網羅するために必要なすべての行為を実行しなければならない。

3. 独立評価者の登録

PEFC 評議会事務局は、特定の任務に関わる評価者指名のベースとなる PEFC 登録評価者の登録を維持する。登録は、下記のカテゴリにおける資格／専門性を満たすものとして、PEFC 評議会事務局によって登録されている評価者によって構成される。

- ・ 持続可能な森林管理、COC、認証、認定および審査に関する基準と指標に関連する林業部門における経験、
- ・ PEFC の枠組み、認証規格および認証制度の評価に関する技量
- ・ 方法的なノウハウ（基準、規格の制定、実行の手配、COC、認定）、データの収集、検証の手順、その他種々の改正方法と評価のプロセスにおけるその関連性
- ・ PEFC 登録評価者トレーニングへの参加

PEFC 登録評価者に関する情報は、公開される。

4. 評価者の指名

4.1 入札による選択

4.1.1 新規の認証制度および改正された認証制度の評価

PEFC 評議会事務局は、承認および相互承認の申請を受理した後に入札への招待状を発行する。

入札への招待状を受けたら、評価者は 1 週間（5 営業日）以内に応札の提案書を提出するか否かを確認しなければならない。

評価者は、入札の招待状を受けてから 3 週間以内に提案書を提出しなければならない。

PEFC 評議会事務局は、応札の提案書を吟味した後に評価者を指名する。

4.1.2 修正の評価

修正の評価の場合、PEFC 理事会からの異論がない限り、PEFC 評議会事務局は入札のプロセスの開始なしに直接評価者を指名することができる。

4.2 入札による選択

PEFC 評議会事務局は、下記に対する考慮を基にして評者者の選出にあたる。

- ・ 下記に関する応札提案書のクオリティー
 - 職務経験
 - 評価チーム
 - 提案された対象範囲と作業方法
- ・ 提示された評価料金

PEFC 評議会事務局は、特定の評価者に関する関係 NGB からの意見を勧案することも可能である。

4.2.1 応札のクオリティー

応札のクオリティーは、下記の様に定められる。

- ・ **経験**：林業部門で持続可能な森林管理の基準と指標、認証と審査。該当国／地域の事情に関する知識があることが望ましい。
- ・ **評価チーム**：PEFC の枠組みや認証規格および制度の評価に関するチームメンバーの特定の技量
- ・ **作業の対象範囲と方法**：評価の対象範囲（基準、規格の制定、実行の手配、COC、認定）、データの収集、検証手順、その他の多様な方法とその評価における関連性

4.2.2 応札の適格性

応札のクオリティーは下記によって定められる。

- ・ **言語**：評価に必要な言語能力を考慮してのチームの言語能力。英語は、常に報告用言語である。
- ・ **不偏性**：利害の衝突、既得権益、その他。利害の衝突を示唆するものは如何なるものでも入札から除外される。

不偏性を確実にするための基礎的な要求事項は、評価者の出自が申請認証制度の国以外であることである。該当の評価者が、申請認証制度の設立案のアドバイザーとして働いた場合は、その者は評価者としての資格を有さない。

- ・ **その他**：その他の制約との関連性またはその示唆については、申請認証制度および PEFC 評議会事務局の見解に基づきケース毎に評価される。状況に関する理解は、有利となる。

付属書 2 : 評価報告書

1. 序論

この情報ガイド文書の目的は、報告書の最低限の質が確保されることを確実にするために、森林認証制度の評価に関する報告書の対象範囲および最低限の要素に関するガイドを提供することにある。

この付属書は、指名された独立評価者との契約上の合意事項の一部である。

2. 評価報告書の要素

2.1 構成の概要

1. 序論
2. 推薦
3. 所見の要約
4. 提案された申請認証制度の構造
5. 規格制定の手順
6. 規格制定のプロセス
7. 森林管理規格
8. グループ認証のひな型
9. COC 規格
10. ロゴライセンス発行手順
11. 認証および認定の手配
12. 苦情および論争の解決手順の詳細な評価
13. 付属書
 - a. PEFC 規格および制度の要求事項チェックリスト
 - b. ステークホルダーの参加に関する調査の結果
 - c. 国際協議の結果
 - d. 内部レビューのコメント
 - e. 現場評価の報告書
 - f. その他の関連情報

評価報告書の本体部分（上記の 5-12 項、または下記の 2.2.5-2.2.12 項）は、あてはまるそれぞれの項目ごとに基本的な強み、弱みおよび重要な要求事項を説明しなければならない。不適合については、詳細な説明が必要である。

「PEFC 規格および制度の要求事項チェックリスト」は、各評価の決定ごとに明確な理由付けを含む全評価結果を盛り込まなければならない。

2.2 詳細な内容

2.2.1 序論

報告書は、評価の対象範囲（評価の対象である認証制度文書および第 6.4 項に則った評価の種類を含む）の解説、評価のプロセス、採用された方法、評価の時間表、評価に利用されたすべての参考文書とその他の資料およびその情報源、評価のプロセスに関与した人員のリストを含まなければならない。

2.2.2 PEFC 評議会理事会への推薦

報告書は、評価者の独立した意見として申請認証制度の承認または承認の維持をするかの推薦とともに、認証制度による PEFC 評議会要求事項への適合または不適合についての明確な記述を含まなければならない。

推薦は、確認されたすべての不適合を盛り込まなければならない。

2.2.3 所見の要約

報告書の要約は、認証制度全体としての PEFC 評議会要求事項への適合または不適合に関する明確な声明、および評価の下記のあてはまる対象範囲に関する適合についての別途の記述を添えた評価の所見の要約を含まなければならない。

- ・ 提案された申請認証制度の構造（例：国の PEFC 森林認証制度）
- ・ 規格制定の手順およびプロセス（PEFC ST 1001、規格の制定 - 要求事項）
- ・ 森林認証規格（PEFC ST 1003、持続可能な森林管理 - 要求事項）
- ・ グループ認証ひな型（PEFC ST 1002、グループ森林管理認証 - 要求事項）
- ・ COC 規格（PEFC ST 2002 林製品の COC - 要求事項）
- ・ ロゴ使用
- ・ 苦情および論争の解決手順（PEFC GD 1004、PEFC 認証制度の管理運営、第 8 章）
- ・ 森林管理認証と認定の手順（PEFC テクニカル文書付属文書 6）
- ・ COC 認証と認定の手順（PEFC ST 2003「PEFC 国際 COC 規格に照らした認証業務を実行する認証機関に関する要求事項」）
- ・ 申請認証制度による PEFC 持続可能性基準への適合に影響するその他の側面（例：ステークホルダー協議、調査、その他の付属書からの重大な情報）

不適合については、重大であるか軽微であるかに関わらず、理事会への推薦に対するその影響が説明されなければならない。

2.2.4 申請認証制度の構造の全般的な分析

報告書は、評価を受ける認証制度の組織とその機能についての要約を含まなければならない。

認証制度の改正の場合、その要約は主要な変更事項と改善の概要も含まなければならない。（申請書で提供された情報に基づく）

2.2.5 PEFC ST 1001「規格の制定 - 要求事項」に照らした規格制定の手順の詳細な評価

報告書は、規格制定手順と PEFC ST 1001 で定められる PEFC 評議会の要求事項との適合または不適合についての詳細な評価を含まなければならない。

2.2.6 PEFC ST 1001「規格の制定 - 要求事項」に照らした規格制定手順の詳細な評価

報告書は、森林管理規格、および、あてはまる場合は COC 規格の制定のプロセスの詳細な評価を含まなければならない。また、規格制定プロセスと PEFC ST 1001 で定める PEFC 評議会要求事項との適合または不適合の証拠書類を、ステークホルダー調査の結果を含めて添付しなければならない。

2.2.7 PEFC ST 1003「持続可能な森林管理 - 要求事項」に照らした森林管理規格の詳細な評価

報告書は、森林管理規格の構成の手短な説明、および評価者の所見や規格の適合の証拠書類を含めた規格の適合に関する詳細な記述を含まなければならない。

2.2.8 PEFC ST 1002「グループ森林管理認証 - 要求事項」に照らしたグループ認証ひな型の詳細な評価

報告書は、評価者の所見や規格の適合の証拠書類を含めた グループ認証ひな型の手短な説明を含まなければならない。

2.2.9 PEFC ST 2002「林製品の COC - 要求事項」に照らした COC 規格の詳細な評価

報告書は、COC 規格の構成の手短な説明、および評価者の所見や証拠書類を含めた PEFC ST 2002 との適合または不適合の詳細な記述を含まなければならない。

2.2.10 PEFC GD 1004:2009「PEFC 認証制度の運営管理 第 6 章」に照らしたロゴライセンス発行の手順の詳細な評価

報告書は、PEFC-NGB の、当てはまる場合はロゴ使用の構成とレベルを含む、ロゴライセンス発行（PEFC ロゴのみ）に関する手順の詳細な記述を含まなければならない。

2.2.11 付属書6「認証と認定の手順」が定める認証および認定の手順の詳細な評価

報告書は、認定に関わる組織およびその機能の手短な説明を含まなければならない。報告書は、策定された認定のひな型、および ISO ガイドや他の ISO 規準、および、認証制度独自の文書の使用に関する手短な説明を提供しなければならない。報告書は、付属文書 6 との適合または不適合の所見とその証拠書類を提供しなければならない。

2.2.12 PEFC GD 1004「PEFC 認証制度の運営管理」第 8 章に照らした苦情と論争の解決のための手順の詳細な評価

報告書は、苦情と論争の解決の手順の手短な説明を含まなければならない。また、PEFC GD 1004「PEFC 認証制度の運営管理」第 8 章との適合または不適合の所見と証拠書類を提供しなければならない。

2.2.13 付属書

PEFC 規格および制度の要求事項チェックリスト

報告書は、PEFC 評議会規格の要求事項チェックリストを含まなければならない。このチェックリストは、すべての設問事項に対する該当認証制度の適合性（Yes、No、N/A）に関する評価者の明確な声明（評価の決定を正当化する明確な説明を含む）を提供しなければならない。チェックリストは、重大または軽微な不適合が報告された場合、それに関連する認証制度の文書からの引用および評価報告書の主要な部分の言及を含まなければならない。

注意書 評価の決定の明確な理由を付した認証制度の文書からの引用を盛り込むことで、該当認証制度の文書自体にアクセスすることなく、確実に評価報告書を読むことが可能になる。

ステークホルダーの参加に関する調査の結果

申請認証制度の全般的な分析の一部として、評価者は規格制定のプロセスに関する進行報告書の基本的な内容をチェックするためのステークホルダー調査を実施しなくてはならない。

調査は、少なくとも規格の策定プロセスに参加したすべてのステークホルダー、および規格制定者が作成したステークホルダー・マッピングによって確認されたステークホルダー・グループが代表されるに足る数のステークホルダーを対象としなければならない。

対象とされたステークホルダー、設問事項、結果および総合的な評価の決定に関わるその結論は、報告書の付属書として文書化されなければならない。考慮されたステークホルダーのリストは、秘密性と個人のプライバシーを考慮した上で、報告書に含まなければならない。

注意書：評価者が、ステークホルダー・マッピングに含まれていない追加的なステークホルダーを確認した場合は、それもステークホルダー調査に追加してもよい。

国際協議の結果

報告書は、コメントを提出したすべての関係者のリスト、協議中に寄せられたコメント、および提出されたコメントに対する評価者の回答の要約を含まなければならない。

内部レビューのコメント

報告書は、内部レビューからのコメントおよびそれに対する評価者の回答を含まなければならない。

現場評価の報告書

報告書は、実施された現場視察の要約を含まなければならない。要約には、インタビューを受けた個人および団体、および指摘された問題点や懸念の要約が含まなければならない。

その他の関連情報

もしその他の追加的な情報が評価者の推薦の証拠書類として必要な場合、それらは一つまたは複数の付属書として追記されなければならない。